⑸　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。
①　本公告１⑺に定める書類により得られた点数を、当該入札者の入札価格で除して得た評価点が最も高い者をもって落札者とする。
②　前項により算出された評価点について、最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。
⑹　契約書の作成の要否　要
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takekazu Kaneko, Chief Operating Officer of Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the products to be procured : 14, 71, 27
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Replacement of a file server with 150 TB capacity and maintenance support 1 set.
⑷　Delivery place : According to the bid specifications
⑸　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender shall :
①　Not come under Article 11 of the Central Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures
②　Have the evidence that ever supplied the mentioned amount of the procured products in the bid specifications.
③　Have not received suspension of designated contractor status after the acceptance of application form for this tender.
⑹　Time-limit for tender : 4 : 00 P.M. 26 August 2013 (tenders submitted by registered mail 4 : 00 P.M. 26 August 2013)
⑺　Contact point for the notice : Procurement Team, Procurement／Contract Department, Central Nippon Expressway Company Limited, 2―18―19 Nishiki Naka-ku, Nagoya-shi 460―0003, Japan. Phone 052―222―3469

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
なお、提出等の期限の定められているものについて、その期限までの期間については土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日）を除くものとする。また、提出等の時間については、定めのない場合を除き、システムの稼働時間、契約担当官等の勤務箇所における勤務時間の時間内とする。
平成25年７月５日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　一関遊水地大林排水施設躯体工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　岩手県一関市川辺字磐井川渕地内
⑷　工事内容　水門躯体新設工事　土工１式、基礎工（場所打ち杭）φ1500㎜　Ｌ＝15.0m　約210本、基礎工（場所打ち杭）φ1200㎜　Ｌ＝12.0m　約280本、水門躯体工　１式（コンクリート　約31,000㎥）、護岸工　約2,700㎡、護床工（根固ブロック）約2,000個、仮設工　１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成29年２月28日まで
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約31,000㎥、鉄筋　約1,600ｔ、護岸ブロック　約2,700㎡、根固ブロック（２ｔ）約2,000個、鋼矢板　ＳＰ―10Ｈ型（Ｌ＝３～22m）約800枚
⑺　工事実施形態　本工事における工事実施形態は下記のとおりとする。
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。
②　本工事は、発注者が新たな積算方式を用いて積算を行う「施工パッケージ型積算方式」の試行工事である。
③　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案（以下「技術提案」という。）を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ⅱ型）の適用工事である。
④　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑤　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑥　本工事は、「土木請負工事工事費積算基準」等により各種工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率にそれぞれの補正係数を乗じることとしていることから、見積にあたっては留意すること。
⑦　本工事は、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
⑻　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、承諾を得て紙入札方式に代えることができるものとする。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　東北地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること。上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成10年４月１日以降に、発注者から直接請け負った者（以下「元請け」という。）として完成・引渡しが完了した、次の要件を満たす一般土木工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
①　最大径間長20m以上の水門または可動堰新設工事の施工実績があること。
②　当該施工実績が適切なものであること。適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものではないこと。
また、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧地方建設局を含み、港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部又は地方整備局発注工事」という。）である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。
ただし、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日までに工事成績評定点の通知がされていない工事の施工実績を提出する場合は、上記②「当該施工実績が適切なものであること。」を満たすとともに工事事故による指名停止を受けていない工事の施工実績に限り参加資格を認める。
③　経常建設共同企業体（甲型）にあっては、構成員のうち何れか１社が、上記①から②までの要件を満たしていること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。